

# 宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 令和6年2月5日（月） 午後7時00分 開議

場 所 宇治市役所 602会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1** 会議録署名委員の指名について  
**日程第2** 報告  
**日程第3** 報告第2号 専決事項の報告について  
**日程第4** 議案第1号 令和6年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

会議に付した事項 会議日程に同じ

### 出席者

教 育 長 木 上 晴 之  
(教育委員)  
教育長職務代理者 加賀爪 毅  
委 員 中 筋 斉 子  
委 員 小 山 栄 子  
委 員 左 聡 一 郎

### (出席職員職氏名)

部 長	福 井 康 晴	副 部 長	上 道 貴 志
教育支援センター長	林 口 泰 之	学校管理課長	吉 田 健 一 郎
生涯学習課長	前 田 紘 子	博物館管理課長	家 塚 智 子
学校教育課長	岡 野 健 太 郎	教育支援課長	堀 江 紀 子
学校改革推進課長	吉 川 貴 之	教育総務課副課長	渡 邊 聖 介
学校管理課副課長	宮 山 博 輝	生涯学習課副課長	野 口 雅 史
学校教育課総括指導主事	天 花 寺 裕	教育支援課副課長	辻 本 直 文
学校改革推進課副課長	平 山 幸 司	学校改革推進課総括指導主事	坂 上 敬 宣

### (書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長 稲 垣 大 祐 教育総務課主事 西 村 結 衣

**開 会** (午後 7 時 0 0 分)

○**開会宣言** 教育長が 2 月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

○**日程第 1** 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第 13 条第 3 項の規定により左委員を指名する。

○**日程第 2** 報告

(1) 文教・福祉常任委員会 (令和 6 年 1 月 31 日) について

(2) 中宇治地域における学びの場について

(3) (仮称) 西小倉地域小中一貫校整備事業について

(1) 文教・福祉常任委員会 (令和 6 年 1 月 31 日) について

[説 明]

① 東宇治中学校施設長寿命化改修工事 (その 1) の変更契約に係る専決処分の報告について

○真田 敦史 委員

- ・補修する量が増えたのは分かったが、なぜそうなったのか。
- ・工期に影響はないのか。

○渡辺 浩司 委員

- ・工事は追加ではなく変更なのか。

[質 疑] なし

(2) 中宇治地域における学びの場について

[説 明]

このたび、市長部局が中宇治地域市民協働推進拠点に係る基本ビジョンを策定したので、その内容を踏まえて報告する。

「1. 中宇治地域市民協働推進拠点基本ビジョンについて」、拠点のテーマは中宇治のコミュニティ・リビングとし、地域に暮らす様々な市民が気軽につどい、一人ひとりが暮らしやすさを求めてつながり、誰もが世代にわたり、互いの価値観やライフスタイルを尊重・共有しながらまなび、そして地域の課題解決に向けて地域に暮らすみんなでつむぎ、魅力あるまちづくりにつなぐリビングルームのように居心地の良いコミュニティの拠点をつくります」と示している。P5 下部にはさらに「3. まなぶ」様々な学びの機会をしつらえ、多世代が主体的に活動できる環境としていくことも明記した。P6 には、拠点において必要とする機能の一つとして、趣味・遊び・学びの場も列挙している。P7 に拠点を菟道ふれあいセンター敷地に整備すること、宇治公民館敷地につ

いては、教育委員会などの意見も聞きながら、当面、観光需要に対応するための駐車場としての利用や、イベントなどに使えるオープンスペースとしての活用などについて検討することを記載している。

「2. 中宇治地域における学びの場について」であるが、宇治公民館利用者の学びは生涯学習センターや中央公民館で継続されている。新たに「中宇治地域市民協働推進拠点」も学びの場となる、そういった状況下において、「公共施設の将来像」に基づき、市全体で公共施設の集約化、複合・多機能化を進めていく中で、閉館した宇治公民館についてどのように取り扱うか、判断が必要と考えており、教育委員の意見をいただきたいと考えている。

#### [質 疑]

[委 員] 資料を見て、中宇治市民協働推進拠点の学びの場となっていることは理解した。菟道ふれあいセンターの跡地にということだが、あの場所に入っていく道は決して広くない。今の敷地を大いに活用すればよいと思うが、この敷地以外の部分も触っていかないと、問題が起きるのではと少し懸念している。実際拠点として成り立ってから、どのように活用していくのか。

[事務局] 配付した資料の基本ビジョンP 6には、拠点の機能から想定される施設が掲載されているが、具体的には今後の検討によって決めていくことになる。市教委が生涯学習事業の場として利用することも含めて、活用については今後も市長部局と協議していきたいと考えている。

[委 員] 今の建物が更地になって、さらに新しく大きな建物が建つというイメージか。

[事務局] 今回決まったのは施設の基本ビジョンということなので、この後、現在の建物が現存している場所なので、どのような工程で更地にしてからなのか建物が残ったまま建てていくのか等は検討されるかと思うが、詳細は今のところ未定である。

[委 員] 立地について、宇治公民館の場所は周りから見ても一目瞭然、見晴らしも良かったが、菟道ふれあいセンターは、宇治に住んで土地勘があれば知っている場所だが、そうでなければ意外と分かりにくい場所なので、各所に案内板を設置するとか、アテンドする役目の部分を作らないとスムーズにいかない。また、観光シーズンには道が大変混み合うことは問題になると思う。

[委 員] 「整備場所」の「宇治公民館敷地」に「教育委員会などの意見を聞きながら、観光需要に対応するための駐車場としての利用や、イベントなどに使えるオープンスペースとしての活用などについて検討」とある。駐車場として利用するのは、必要だと思うのでとてもよいが、ただ川向か

いに「茶づな」があるので、同じようなことをして重複するのではないかという懸念も少しある。そのような中で、事務局としてはどのように考えているのか。

[事務局] 駐車場利用については主に観光客の方に使っていただけるように、市民協働推進拠点の庁内での連絡会議で検討されていると聞いている。教育委員会事務局としては、この基本ビジョンで、中宇治市民協働推進拠点のコンセプトの一つに「学び」が謳われており、この拠点が中宇治地域の生涯にわたる学びの場の一つになるものと考えている。一方で、公共施設の将来像において、今後宇治市全域の公共施設の集約化、複合・多機能化を検討していくということが市の基本方針となっており、菟道ふれあいセンター敷地でこういった建物、ハード面の整備を行うことから、宇治公民館敷地については、ソフト的な活用方法を基本に検討する必要があると考えている。

[委員] 12月の教育委員会で、生涯学習のあり方をまとめた上で、公民館についての結論を出したいという方針を示されていたが、公民館の今後のあり方(最終案)の取り扱いを含めて現在の検討状況について教えていただきたい。

[事務局] 公民館に限らず、広く公共施設における今後の生涯学習のあり方について、今期の生涯学習審議会の意見も踏まえて策定作業を行っているところである。本日の教育委員の意見も踏まえて、市の公共施設が集約化、複合・多機能化していく中で、生涯にわたる学びの場を確保するための事務局としての考え方を生涯学習のあり方にまとめるとともに、公民館の今後のあり方、最終案の取扱いをどうするのかという結論を出すべく検討を進めているところである。

[委員] 宇治公民館利用者の学びは、生涯学習センター、中央公民館で継続されているとあるが、宇治公民館の閉館時に、どのくらいの登録サークルが場所を変えて活動を継続されているのか。

[事務局] 閉館時には36団体が宇治公民館サークルとして登録されていたが、希望される団体については、他の施設への移行の調整を行った。そのうち4団体は解散されたものの、5団体が自力で活動場所を確保されて、残る27団体について調整を行い、生涯学習センターや中央公民館等への移行調整を行った。その結果、一部の団体は解散に至ったが、大部分の団体は、中宇治地域を中心として活動を継続していただくことができた。

[委員] 自力で確保された5団体については、どんな所を確保されたのか、差し支えなければ教えていただきたい。

[事務局] 会場を自宅に移されたり、こちらが移行調整をする前に他の施設にもご自身でこういう日で空いてないかというような調整をされていたりということである。

[委員] 宇治市の財源が豊かでない状況が続いているのは承知しており、その中で公共施設の将来像として、今から同一地域で複数の施設を整備することは難しいと思う。中宇治地域の市民協働推進拠点が生涯にわたって学びの場として提供できるようにしていくことが決まったのであれば、その拠点が学びの場として働くように、市長部局とも連携しながらしっかり対応していただくように考えていくことが市教委の役割だと思う。

[事務局] この間も担当の市長部局と連携しながら進めてきたが、今後も具体化していくということになったので、学びの場として、どういうふうにしていくのかというのは今後もさらに連携していきたいと考えている。

[委員] いろんなところで相談して決めていくというのはもちろんあると思うが、観光等においては商店街には結構いろんな意見を持っておられる方がいるので、各商店街の組合・会に事後報告ではなく、決定する前に意見が反映される時点で一声かけていただき、相談できるような環境ももっと充実すればよいと思う。

[委員] JRの複線化に伴って閉館した宇治公民館で、当初は活動する場が確保できるのかと心配していたが、今聞くと36団体のうち27団体の移行がされ、5団体が自力で確保し自宅等で活動を継続されている。今後は新たに中宇治地域市民協働推進拠点が中宇治の学びの場となっていくということで、一部意見はあるが、宇治公民館を再度、再建しなくても、中宇治地域の学びの場は充足されていくのではと感じた次第である。

### (3) (仮称) 西小倉地域小中一貫校整備事業について

[説明]

第7回西小倉地域小中一貫校整備検討委員会は令和6年1月24日(水)19時～20時に開催した。内容は大きく2点で、まずこの間学校部会において確認してきた「通学路案」を通学路検討チームの検討状況を踏まえて報告した。次に、令和8年4月に小中一貫校が開校することに向けて、学校名・学園名、校章、校歌、制服などの様々な内容を決めていく必要があり、学校名等は前回の学校部会の意見を踏まえ、公募を

基本としながらも、現在の名称への愛着など、地域状況も加味して次年度から進められるよう検討することや、カリキュラムや学校の規則、制服等については、学校が主体となって検討していく段階であり、内容に応じて保護者や地域の方からご意見をいただきたいと考えていること。また、小学校跡地については、市が示した「基本的な活用方針」に沿って、今後、小学校跡地ごとに、より具体的な機能や整備内容等の検討を進めていく予定であり、その検討に際しては、活用方針や具体的な活用内容に応じて、適切な手法を用いて市民の方々の意見を幅広く聞いていきたいと考えていること、こうした状況を踏まえ、整備検討委員会としては、今のタイミングで終会し、学校運営面の検討を行っていくチームを改めて設置できるようにしたいと考えている内容を説明した。参加委員の皆様方にはその考えに賛同していただき、西小倉地域小中一貫校整備検討委員会は、令和6年1月25日の任期満了をもって終会となった。

次に、校舎建設工事等について説明する。校舎建設工事に伴う建築・機械・電気工事の請負契約については、令和6年1月11日に本契約を締結しており、工事の内容や工程について、1月27日（土）に工事説明会を実施した。説明会は午前と午後の2回、西小倉中学校体育館で実施し、午前は23人、午後は9人の参加があった。校舎建設工事については2月13日（火）から開始し、グラウンドの仮囲い等も始めることから、これに伴い、西小倉中学校生徒の屋外で行う体育の授業や部活動の一部の活動を除き、近隣の小学校等の使用を開始する。なお、2月5日（月）～9日（金）の期間は、学校敷地側の仮橋用スロープ設置等の準備作業を、生徒の動線やエリアを分けて安全に作業を進めているところである。

それでは、参考資料に沿って説明する。説明会で使用した資料は次の4点である。

- ・（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業 工事説明会
- ・全体工事工程表ほか、計3枚
- ・校舎建設工事期間中の学校運営について
- ・（仮称）西小倉地域小中一貫校の整備に向けての考え（R6. 1. 27更新）

まず、「（仮称）西小倉地域小中一貫校整備事業 工事説明会」資料のP2上段の「工事概要」について、契約工期は令和6年1月11日～令和8年2月20日、建設建物は校舎棟4階、アリーナ棟3階が主だった内容である。P3上段の「工事の内容について」は令和6年2月13日から建設工事を開始する。下段以降の整備事業全体のステップ図については、令和6年2月13日～令和6年夏頃は、図のとおり工事エリアを区画し、柔剣道場の解体作業などを行う。P4上段、柔剣道場の解体を終えたら、工事エリアを縮小し柔剣道場の跡地は学校の活動で使用できるようにし、その期間は令和7年秋頃までを予定している。次に下段の令和7年秋頃～令和8年3月頃は、校舎の建設が進み、北側敷地植栽等の工事や、備品類の設置、また現在の柔剣道場がある場所をサブグラウンドとするための仕上げ等を実施する。P5上段、令和8年4月からは小中一貫校は開校し、敷地北側の校舎やサブグラウンド等は使用できる状態となっている。この時期から、現在の校舎の解体やグラウンド整備等の実施を行い、完成時期は令和9年夏頃を予定している。以上が整備全体のステップである。なお2月13日から行う建設工事は令

和8年3月頃までの約2年間の内容である。次に、P5～6の工事工程表と仮設計画図は、工事工程表の2月の欄にあるように、工事のはじめには仮設のバリケードの設置や、車両のルート整備、柔剣道場の解体作業等を行う。その後、校舎棟・大アリーナ・小アリーナごとに、地盤改良・掘削・基礎・躯体工事を行い、建物の建設を進め、令和7年度に入ると、外装や内装等の作業を行う。なお、令和6年4月～6月の期間に、現在の柔剣道場付近の排水路の改修工事も実施する。次に、仮設計画図（令和6年2月～令和6年5月）は、2月から、防球ネット・樹木等の撤去を行い、敷地・工事エリアに万能鋼板、約3mの仮囲いを設置し、敷地の南側には現場事務所を設置する。また、柔剣道場の解体後には跡地の整地等を行う。次に、仮設計画図（令和6年4月～令和8年2月）は、仮囲いの中、校舎沿いには車両が通行するルートに鉄板が敷かれている。またクレーン等の配置を記載しているが、作業内容に伴い敷地内でクレーンは移動して作業を行う。なお、資料P7～P13は工事期間における遵守事項を記載している。

次に、「校舎建設工事期間中の学校運営について」を説明する。2月13日（火）から建設工事を開始するので、それ以降について、屋外の体育の授業や部活動の一部の活動を除き、西小倉小・南小倉小のグラウンド等を使用する。なお、5日～9日の間に、13日から始める建設工事の準備作業を、生徒との動線やエリアを分けて実施している。資料の表は、体育の授業や各部活動の実施場所を記している。資料裏面上部に西小倉小学校と南小倉小学校の図を記載している。西小倉小学校では、野球部やソフトボール部、バスケットボール部が活動する。南小倉小学校では、陸上競技部とバレーボール部が活動する。次に「武道場の解体について」は、2月中に解体工事を開始するので、柔剣道場で実施していた卓球部の活動は西小倉中学校体育館で実施する。西小倉中学校体育館はバスケットボール部やバレーボール部も活動するが、日によっては近隣の小学校を使用する。次に「体育大会等の実施について」は、次年度以降、西宇治公園での開催を調整し、体育大会以外の行事についても随時調整の上、生徒や保護者の皆様へお知らせしていく。次に「北側通用門の使用不可について」、北側通用門は、2月13日の工事開始以降、工事エリアに当たるため使用できなくなり、東側の正門を使用する。次に「生徒への説明等」は、工事内容について生徒に対しても担任の先生方を通じて行うとともに、保護者の皆様へはマチコミメールやホームページ等を活用して、今後もお知らせしていく。市教委・学校としては、引き続き、生徒一人ひとりを大切にされた教育を実践していく。

[質 疑] なし

### ○日程第3 報告第2号 専決事項の報告について

[説 明]

本件は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

まず専決第1号、「宇治市医療的ケア検討会議委員の委嘱について」である。宇治市

医療的ケア検討会議委員の委嘱について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により専決処分を行った。宇治市医療的ケア検討会議委員については、医療的ケアを必要とする児童生徒への医療的ケアを安全かつ適正に実施するため、医療的ケア検討会議を設置し、医療的ケア児における学校での集団生活の可否や、医療的ケアの実施の可否等について検討を行っていただく。今回委嘱した委員は1名で、1月26日付けで委嘱するものである。

次に専決第2号、「宇治市学校運営協議会委員の任免について」である。宇治市学校運営協議会委員の任免について、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定により専決処分を行った。学校運営協議会委員については、宇治市学校運営協議会設置規則第8条第2項の規定により、該当校の校長から推薦を受け、教育委員会が任命しているが、今回、4月1日付けで任命した2名の委員の死去に伴い、同規則第9条第2項の規定により解任した。したがって現在、学校運営協議会は合計262名となっている。

[質 疑] なし

○日程第4 議案第1号 令和6年3月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

市議会提案前の案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定により非公開とする旨の提案があり、全会一致で決定する。

[説 明]

令和6年3月宇治市議会定例会提出議案として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき、宇治市長から1月30日付けで意見を聴取されているもので、教育委員会としては、この内容に異議がないとするものである。議案は「令和6年度宇治市一般会計予算について」である。

教育委員会関係の予算は、議案書の予算書抜粋P14～P17に歳入予算、P18～P30に歳出予算を掲げている。P34の令和6年度教育関係予算の歳出に係る集計表により説明すると、教育関係の歳出予算は、民生費の善法・河原青少年センター運営費・活動費を含み、教育費のうち文化財保護費を除く教育委員会が所管する教育費を合わせた予算総額は、84億6千516万1千円で、前年度より12億3千645万9千円、17.1%増となっている。なお、一般会計予算総額に占める割合については、令和6年度は11.40%で、前年度より0.82ポイント高くなっている。

特徴的な事業については、P35以降の教育部に係る「令和6年度当初予算 部局別主要事項説明書」にて新規・拡充事業を中心に、以下の事業費を説明する。

(拡充) 給食センター整備事業費

DB事業者との契約を行ったので、令和6年度に発生する費用を計上。給食配送車両購入事業は、車両の購入に時間を要することから、令和8年4月に間に

合うよう令和6年度に購入を考えている。

給食配膳室整備事業費

中学校の配膳室を整備するための予算として計上。

(その他) 学校給食費高騰対策事業費

引き続き、学校給食費の保護者負担を値上げすることなく実施するための予算として計上。

(新規) 小学校・中学校空調設備整備事業費

小学校、中学校への空調設備（エアコン）整備事業に伴い、令和6年度にかかる費用について予算計上。

新たな部活動環境創出事業費

中学校部活動の地域移行に向けた検討等を進めるための費用を計上。

I C T未来っこ育み事業費

学校でのI C Tの活用推進を図るために必要な予算を計上。

教育D Xを支える環境整備事業費

学校教育現場での教育D Xを進めるための所要の費用を予算計上。

不登校児童支援強化費

令和5年度補正予算で実施した、小学校の別室登校にかかる予算について、令和6年度はさらに実施校数を増やして行うため、所要の費用を計上。総合教育会議での意見を踏まえた予算計上となっている。

宇治のまち魅力再発見事業費

大河ドラマ「光る君へ」の放映を契機とした源氏物語 紫式部ゆかりの地である宇治のまちの活性化に向けた諸事業であり、小学生を対象にフィールドワークを実施するための予算を計上。

生涯学習センター長寿命化事業費

生涯学習センターで令和7年度に長寿命化工事を行う予定としており、それに必要な実施設計の費用を令和6年度に予算計上。

[質 疑] なし

[討 論]

[委 員] 「光る君へ」が放映開始され、源氏物語ミュージアムの予算も拡充されている。これを契機に宇治市へたくさん観光に来ていただきたいと期待している。

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○閉会宣言 教育長が2月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後7時46分)